



障害のある方への支援

障害者差別解消法

Qwb 608

☎障害福祉課 ☎03-5654-8628

国の行政機関や地方公共団体等および民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止することを定めています。

また、「合理的配慮」(障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮)を行うことが求められています。

【障害者差別解消法普及啓発用パンフレット】

区では、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も、ない人も、共に生きる社会の実現を目指して、障害者差別解消法普及啓発用パンフレットを配布しています。

【配布場所】

障害福祉課(区役所2階201番)、障害者施設課(堀切3-34-1ウェルピアかつしか内)、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、保健予防課(青戸4-15-14健康プラザかつしか内)、人権推進課(立石5-27-1ウィメンズパル内)

区ホームページからもご覧になれます。

手帳

身体障害者手帳

Qwb 097

☎障害福祉課 ☎03-5654-8301

身体に障害のある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。

愛の手帳

Qwb 098

☎障害福祉課 ☎03-5654-8301

知的障害のある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。

精神障害者保健福祉手帳

Qwb 099

☎保健予防課(健康プラザかつしか内) ☎03-3602-1274

精神障害のある方(初診日から6カ月を経過)が、一定の障害にあることを証明するものです。都営交通の乗車証の発行や都内バス運賃半額割引、税の減額などの支援が受けられます。

補助・手当・支給・割引

自立支援医療(更生医療) Qwb 100

☎障害福祉課 ☎03-5654-8302

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方の、手帳に記載された障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするために必要な医療費の負担を軽減します(所得制限があります)。

自己負担は原則として医療費の1割負担です。世帯の所得水準等に応じて、1カ月当たりの負担額に上限があります。

自立支援医療費制度(精神通院医療) Qwb 101

☎保健予防課(健康プラザかつしか内) ☎03-3602-1274

精神疾患を理由として通院治療を受けている方の医療費の自己負担を原則1割に軽減します(往診・デイケア・訪問看護、てんかんの診療および薬代なども対象)。

世帯の所得などに応じて、月額自己負担上限額が定められています。

区市町村民税が非課税世帯の方は、自己負担相当額を助成する制度があります。

18歳未満の方は、入院医療費の助成制度があります。

心身障害者医療費助成制度(障) Qwb 102

☎障害福祉課 ☎03-5654-8301
☎保健予防課 ☎03-3602-1274

健康保険に加入している身体障害者手帳1・2級(内部障害を含む場合は3級まで)または愛の手帳1・2度の方に、保険診療の自己負担分の医療費を助成します(所得制限があります。新規申請時65歳以上の方は対象となりません)。

【精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方】

平成31年1月1日から、精神障害者保健福祉手帳1級(有効期限内)をお持ちの方も対象となります。詳しくは保健予防課にお問い合わせください。

住宅設備改善費の支給 Qwb 103

☎障害福祉課 ☎03-5654-8302
☎保健予防課 ☎03-3602-1274

一定額の範囲内で住宅設備(浴室、トイレ、玄関、居室の段差解消など)の改善費を支給します(所得制限・世帯の収入に応じて自己負担があります)。

原則、介護保険による支給が優先されます。

【対象】

下肢または体幹機能障害の程度が3級以上の方
下肢または体幹機能に障害のある難病患者の方

障害のある方への支援



各種手当

Qwb 105

☎障害福祉課 ☎03-5654-8301 ☎保健予防課(精神障害に関すること) ☎03-3602-1274

(令和3年4月1日現在)

種類	対象	支給額(月額)
心身障害者福祉手当	20歳以上65歳未満で、次のいずれかに当てはまる方 ▷身体障害者手帳 1・2級 ▷愛の手帳 1～3度 ▷脳性まひ ▷進行性筋萎縮症	15,500円
	65歳未満で、次のいずれかに当てはまる方 ▷身体障害者手帳 3級(20歳未満の方は1～3級) ▷愛の手帳 4度(20歳未満の方は1～4度) ▷戦傷病者手帳 特～3項症 ▷精神障害者保健福祉手帳 1級	7,750円
心身障害者福祉手当 (外出支援分)	次の障害等級の手帳を65歳未満で交付された方 ▷下記のいずれかの障害で身体障害者手帳を交付された方 ○下肢・体幹・移動機能障害1～3級 ○視覚障害1・2級 ○内部障害1級 ○下肢障害が4級以上で、上肢・内部・平衡機能障害のいずれかが3級以上 ▷愛の手帳1・2度を交付された方	2,500円
特別障害者手当	20歳以上で、著しい重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護が必要な方(所定の診断書で判定します)	27,350円
障害児福祉手当	20歳未満で、重度の障害があるため日常生活で常時介護が必要な方(所定の診断書で判定します)	14,880円
福祉手当 (経過措置)	昭和61年3月31日現在、改定前の福祉手当を継続して受給している方	14,880円
重度心身障害者手当	65歳未満で、心身に重度の障害があるため、日常生活において常時複雑な介護が必要な方(東京都心身障害者福祉センターで判定)	60,000円
重度心身障害者 特別給付金	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方で、次のいずれかに当てはまる方のうち、障害基礎年金等の受給資格が得られなかった方 ▷昭和57年1月1日前に満20歳以上に達していた在日外国人の方(平成4年10月1日前に外国人登録をしている方)で、同日前に障害者であった方 または同日以後に障害者となったが同日前に障害発生原因の初診日がある方 ▷満20歳以上で昭和61年4月1日前に障害者と認定された方で、障害発生原因の初診日の前月までの厚生年金被保険者期間が6カ月未満または共済組合員期間が1年未満の方 ▷満20歳以上で昭和61年4月1日前の海外滞在中に障害発生原因の初診日がある方	30,500円

本人や扶養義務者などの所得制限があります。施設に入所している方、3カ月を超えて入院している方、ほかの手当を受給している方などは、手当の支給ができない場合があります。難病患者福祉手当は95ページをご覧ください。

NHK受信料の減免

Qwb 106

- ☎障害福祉課
(身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方)
☎03-5654-8301
- ☎保健予防課
(精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)
☎03-3602-1274

該当する障害者の方(※1)が世帯主で受信契約者の場合、受信料が半額免除になります。

世帯構成員(※2)全員が住民税非課税の場合、受信料が全額免除になります。

(※1) 視覚・聴覚障害者、重度の身体・知的・精神障害者・戦傷病者

(※2) 身体・知的・精神障害者がいる世帯

障害者団体の社会参加経費の補助

Qwb 107

☎障害福祉課 ☎03-5654-8301

見学などを実施する際のバス借上費または行事・研修などの開催経費のいずれかの一部を補助します(年1回のみ)。

軽自動車税の減免

83ページ

身体障害者補助犬の給付

Qwb 104

☎障害福祉課 ☎03-5654-8302

都内におおむね1年以上居住する18歳以上の方に、補助犬を適切に利用、飼育できることなどの条件で、盲導犬(視覚障害1級)・介助犬(肢体不自由1、2級)・聴導犬(聴覚障害2級)を給付します(飼育費などは自己負担・所得制限があります)。



自動車についての補助

☎障害福祉課 ☎03-5654-8301

種類	対象	内容
自動車運転免許取得費の補助 Qwb 108	区内に3カ月以上居住し、身体障害者手帳1～3級をお持ちの方(ただし内部障害は4級以上、下肢または体幹に係る障害は5級以上で歩行が困難な方)か、愛の手帳1～4度をお持ちの方。本人の所得税額による制限があります。	第1種普通自動車免許の取得のために教習所などで教習を受けるときの費用の一部を補助します(教習所を卒業または退所した日から3カ月以内の申請に限ります)。
自動車改造費の補助 Qwb 108	区内に3カ月以上居住し、上肢・下肢または体幹に係る障害で身体障害者手帳1・2級をお持ちの方。本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の所得制限があります。	自らが所有し、運転する自動車の操向・駆動装置の一部を改造する場合、改造費の一部を補助します(改造した日から3カ月以内の申請に限ります)。

当該補助またはほかの同種の補助などを受けた方を除きます(一部例外あり)。

種類	対象	内容
有料道路の割引 Qwb 453	次のいずれかに当てはまる場合 ▷第2種身体障害者手帳をお持ちの方が自分で運転する乗用車 ▷第1種身体障害者手帳・愛の手帳1・2度をお持ちの方を乗せて介護者が運転する乗用車	事前登録により、5割引で利用できます。本人が運転する場合、本人か家族が所有する乗用車(営業用を除く)に限ります。介護者が運転する場合は、継続して日常的に介護している方が所有するものでも可能です(障害者1人につき1台)。

交通機関を利用するときの援助

☎障害福祉課 ☎03-5654-8301

種類	対象	内容
鉄道・旅客船 Qwb 109	身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方と介護者	▷第1種心身障害の方が、介護者の付き添いで利用する場合、本人と介護者ともに全線5割引(普通乗車券・普通乗船券・定期券・回数券・急行券)になります。 ▷第1種心身障害の方が単独で、または第2種心身障害の方が利用する場合、JR線・連絡社線片道100kmを超える区間の普通乗車券・普通乗船券が5割引になります。 旅客船の割引率は距離や船室によって異なります。
都営交通 Qwb 454	身体障害者手帳・愛の手帳・戦傷病手帳・被爆者手帳をお持ちの方	都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を交付します(申請には手帳が必要です)。
民営バス(都内) Qwb 455	身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方と介護者	本人は手帳を提示すると普通乗車券が5割引になります。定期券割引購入申込書(3割引)と介護人付割引証は、障害福祉課で交付します(申請には手帳が必要です)。
タクシー(都内) Qwb 456	身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方	タクシーを利用するとき、手帳を提示すると料金が1割引になります。
航空 Qwb 457	身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方と介護者	12歳以上の第1種心身障害の方と介護者(1人)、または第2種心身障害の方が定期航空路線の国内線を利用する場合に割引があります(割引率は航空会社や路線によって異なります)。



障害者サービス

障害者生活介護事業所 wb 111

☉堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内
☎03-5698-1329 72ページ

日常生活上の介護・支援、創作活動などの機会の提供や、身体能力・日常生活能力の維持向上に向けた支援を行います。

【対象】

常時介護が必要な18歳以上の身体障害または知的障害のある方

障害支援区分3以上(50歳以上は障害支援区分2以上)

【開館(利用)時間】

月～金曜日

午前9時～午後3時30分のおおむね6時間

【休館日】

土・日曜日、祝日、年末年始

【費用】

収入に応じた利用者負担があります。

【通所方法】

バス送迎あり

地域活動支援センター wb 712

☉堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内
☎03-5698-1336 72ページ

知的障害・身体障害・高次脳機能障害・失語症のある方を対象にしたデイサービス、障害者パソコン講習会、中途視覚障害者を対象にした生活講座などを行います。

【対象】

18歳以上の知的障害・身体障害・高次脳機能障害や失語症のある方

【開館(利用)時間】

月～土曜日 午前10時～午後3時

【費用】

1回につき100円～280円

喫茶コーナー

高次脳機能障害や知的障害のある方が調理の補助、接客などの実習を行っています。軽食や飲み物を販売します。

販売コーナー

区内の障害者福祉施設で生産したパン、クッキー、おにぎり、雑貨などを販売します。

【営業時間】

月～金曜日 午前10時30分～午後2時30分

自立訓練事業所 wb 112

☉堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内
☎03-5698-1336 72ページ

身体障害・高次脳機能障害・失語症のある方を対象にした社会リハビリテーション(機能訓練・生活訓練)などを行います。機能訓練は1年6カ月間、生活訓練は2年間利用できます。

【対象】

18歳以上の身体障害、高次脳機能障害、失語症のある方など

区審査会で受給決定された方

【開館(利用)時間】

月～金曜日 午前10時～午後3時

【休館日】

土・日曜日、祝日、年末年始

【費用】

所得に応じた利用者負担があります。

【通所方法】

公共交通機関を利用できない方にバス送迎あり

障害児・者の歯科診療 (ひまわり歯科診療所) wb 113

☉健康づくり課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1268

心身の障害などにより、一般の歯科医院で歯科診療を受けることが困難な方を対象とした歯科診療施設です。電話で予約してください。

【予約先】

かかりつけ歯科医紹介窓口

☎03-3690-5209

【予約受付日時】

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前10時～正午、午後1～4時

【診療日時】

土曜日 午後2～5時

日曜日 午前9時30分～午後0時30分

【所在地】

青戸7-1-20 葛飾区歯科医師会館内



障害者総合支援法による福祉サービス

身体・知的障害のある方  wb 114

精神障害のある方、難病などの方

➡ 障害福祉課
☎03-5654-8302

➡ 保健予防課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1274

身体障害、知的障害、精神障害、難病など、障害の種類に関係なく利用できます。
所得に応じて1カ月当たりの負担に上限額が設定されています。
利用方法など、詳しくは担当窓口にご相談ください。

障害者総合支援法の対象となるサービス

	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動が著しく困難な障害者で常に介護が必要な方に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動が困難な方に、外出時において移動の援助、その他必要な援助を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時における移動中の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のうち、介護の必要度が著しく高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを受けることができます。
	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護および介護を行います。
	生活介護	常に介護が必要な方に、昼間において施設で、入浴や排せつ、食事などの介護と創作的活動、生産活動などの機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所している方に対して主に夜間において入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間にわたり身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間にわたり、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	一般の企業などで働くことが困難な方に、就労の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労を継続することができるように、企業や自宅などへの訪問や必要な連絡調整などを行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問など必要な支援を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	主として夜間に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、共同生活介護(ケアホーム)が統合され、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
相談支援	計画相談支援	福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画案の作成やモニタリングを行います。
	地域移行支援	障害者支援施設などに入所している方が地域生活に移行できるよう、住居の確保や新生活の準備などの支援を行います。
	地域定着支援	障害者施設や病院などから退所・退院した方の地域生活が定着するよう、相談などの支援を行います。

障害のある方への支援



児童福祉法による福祉サービス

Qwb 617

☎障害福祉課(身体・知的障害のある方) ☎03-5654-8628

保護者の方の所得に応じて1カ月当たりの負担に上限額が設定されています。

利用方法など、詳しくは担当窓口にご相談ください。

児童福祉法の対象となるサービス

	サービスの名称	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	在宅で生活する医療的ケアが必要な障害児に地域支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などのために、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学障害児に放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。
	保育所等訪問支援	保育園などを利用している障害児(これから利用する障害児)の保育所などに支援員が訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児の通所支援などの利用にあたり、障害児支援利用計画案の作成やモニタリングを行います。

日常生活の援助

Qwb 117

☎障害福祉課 ☎03-5654-8301

種類	対象	内容	費用
おむつの支給	3歳以上65歳未満で、失禁状態などにある、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方か、脳性まひ・進行性筋萎縮症の方(生活保護受給者や施設入所者などを除く)。本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の所得制限があります。	紙おむつや尿とりパッドなどをご自宅へ配送します。入院などにより区が支給するおむつが使えない方には、使用料(1カ月9,000円を限度)を補助します。	
巡回入浴サービス	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度をお持ちの在宅の方で、家庭での入浴が困難な方(介護保険制度で入浴サービスを受けられる方を除く)	自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介助をします(年52回以内・付添人が必要です)。	利用者本人と扶養義務者の住民税課税状況により、自己負担があります。
出張理美容サービス	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの65歳未満の方で、外出が困難な在宅の方	理容師または美容師が、自宅にお伺いして、調髪やカットなどをします(年6回以内・付添人が必要です)。	1回500円の自己負担があります。
寝具乾燥消毒サービス	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの65歳未満の在宅の方で、障害者のみの世帯または障害者を除く同居家族が65歳以上の世帯で、本人および家族などが障害などで寝具が干せない方	自宅にお伺いして、寝具を一時お預かりし、乾燥消毒(年11回)と水洗い乾燥消毒(年1回)を行います。	本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況により、自己負担があります。
配食サービス	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～4度をお持ちの65歳未満の在宅の方で、ひとり暮らしや同居家族が65歳以上の世帯、日中は障害者のみになる世帯で、外出が困難で食事の準備が難しい方	自宅に昼食・夕食のお弁当をお届けします。糖尿病食などの選択もできます。お届けする曜日・食数は希望に応じて変更可能です。	1食当たりの自己負担額は、本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況やお弁当の種類により異なります。
重度脳性まひ者介護事業	20歳以上の在宅の方で、脳性まひによる身体障害者手帳1級をお持ちの方。ただし、障害者総合支援法による障害福祉サービス(短期入所を除く)や介護保険制度の訪問介護・通所介護の利用者を除きます。	障害者の介護者が、屋外への手引き・同行・その他必要な用務などを行った際、介護者へ手当を支給します。 【支給額】1回につき6,560円(1日1回、月12回を限度)介護者は障害者が家族の中から推薦します。	
見守り型緊急通報システム	18歳以上65歳未満の在宅の方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度をお持ちの方か、都の指定する難病に認定されている方で、ひとり暮らしか日中または夜間に障害者のみになる世帯の方	無線通報機・火災感知器・ガス漏れ感知器・生活リズムセンサーなどを設置します。異変があると、区と契約する警備会社に通報され、警備員が必要な措置をとります。	本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況により、自己負担があります。



種類	対象	内容	費用
緊急一時保護	在宅で身体障害者手帳1・2級か、愛の手帳1～4度をお持ちか、脳性まひ・進行性筋萎縮症の方(就学児以上65歳未満)	介護者が、病気・冠婚葬祭・休養などで、一時的に障害のある方を介護できない場合に、施設(事前に登録が必要)でお預かりします(月7日まで。休養は年度内3日まで)。	所得により、一部自己負担があります(食費は実費負担)。
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	(1) 重度の知的障害者(愛の手帳1・2度程度)かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1・2級程度で自ら歩行ができない)の方で、18歳到達前にその状態になった方 (2) (1)に該当しないが、医療的ケアが必要な18歳未満の障害児	訪問看護事業所の看護師が自宅を訪問し、家族などが行っている医療的ケアを、1回につき2～4時間行います(年間24回を超えない範囲で月4回が上限)。	所得により、一部自己負担があります。

➔障害福祉課

(身体・知的障害のある方) ☎03-5654-8302

➔保健予防課(健康プラザかつしか内)

(精神障害や難病などのある方) ☎03-3602-1274

種類	対象	内容	費用
補装具費の支給と修理、借受け Qwb 458	身体障害者手帳をお持ちの方および難病患者など(所得制限あり)	補聴器・義肢・車いす・視覚障害者安全つえなどの補装具費を支給します(事前に判定が必要)。	原則、1割の自己負担があります。
日常生活用具費の支給 Qwb 459	身体障害者手帳、愛の手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方および難病患者など(所得制限あり)	特殊寝台・入浴補助具・屋内信号装置・音声式時計・頭部保護帽などの生活用具費を支給します。	

介護保険に該当する場合は、介護保険の給付・貸与が優先です。

精神障害者家族教室

➔各保健センター ☎ 68ページ

精神に障害のある方の家族の方が病気を知るための学習会を開催しています。専門家の話を聞き、情報交換を行います。

開催日時などは区ホームページや各世帯に配布する「広報かつしか」でお知らせします。

葛飾区成年後見センター

114ページ

家事援助サービス

しあわせサービス(158ページ)

生活支援ボランティア

114ページ

都立・民間の障害者通所施設 Qwb 120

ダイヤルガイド187ページ

身体障害者・知的障害者相談員 Qwb 121

➔障害福祉課 ☎03-5654-8302

心身に障害のある方や、保護者からの相談に、区の委託を受けた相談員が応じ、援助を行います。

移送サービス(ハンディキャブ運行)

115ページ

リフト付タクシー等事業者のご案内 Qwb 122

➔障害福祉課 ☎03-5654-8301

車いすを使用している方やねたきりなどの状態の方が利用できるリフト付タクシーの所有事業者・団体の一覧表を用意しています。一覧の中からご利用に合った事業者を選び、予約・利用してください。料金などは事業者ごとに異なります。



生活関連ファクス

Qwb 123

☎障害福祉課 ☎03-5654-8302

生活関連事業所への問い合わせなどに、ファクスが利用できます。

【対象】

聴覚障害者など音声による電話が使用できない方

事業所	FAX番号
火事・救急	119
警察	03-3597-0110
東京都水道局 お客さまセンター	03-3344-2531
東京電力	0120-993-011
東京ガス	ガス漏れ 03-4332-2419
	その他 03-3344-9393
葛飾郵便局	03-3693-9494
葛飾新宿 郵便局	03-3627-2955
NTT東日本	0120-700-133

区役所へのお問い合わせ

☎はなしょうぶコール

FAX03-6758-2223

✉ callcenter@city.katsushika.tokyo.jp

がん検診・講座申し込みなども受け付けます。

その他の担当課については200・201ページファクスガイドをご覧ください。

図書館のサービス

Qwb 517

☎中央図書館 ☎03-3607-9201

ハンディキャップサービスとして、図書は30点まで、CD(音楽・落語・文芸)は8点まで30日間、DVDは1点まで14日間お貸しします。

視覚に障害のある方には、点字図書・録音図書の貸し出し、郵送による配達・回収、希望の本をボランティアが朗読する対面朗読サービスを行っています。

外出困難な方への宅配サービスも行っています。

児童向けには、触って楽しめる布絵本や点字付き絵本があります。

点字図書費の支給

Qwb 126

☎障害福祉課 ☎03-5654-8302

視覚障害者(児)の方に、一般図書の価格相当額の自己負担で点字図書費(雑誌を除く)を支給します。

東京都心身障害者扶養共済制度

Qwb 125

☎障害福祉課 ☎03-5654-8301

障害のある方を扶養する保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡または重度障害)があったとき、残された障害のある方に終身一定額の年金が支給される、任意加入の制度です。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

Qwb 127

☎(社福)葛飾区社会福祉協議会(手話通訳者派遣)
堀切3-34-1(ウェルピアかつしか内)

FAX03-5698-2513 ☎03-5698-3216

☎東京手話通訳等派遣センター

(手話通訳者・要約筆記者派遣)

新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階

FAX03-3354-6868 ☎03-3352-3335

【対象】 身体障害者手帳をお持ちの聴覚に障害のある方・中途失聴の方またはその団体

障害福祉課への事前登録が必要です(1カ月20時間まで無料)。

中等度難聴児補聴器

購入費助成

Qwb 518

☎障害福祉課

FAX03-5698-1531 ☎03-5654-8301

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の中等度難聴児に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

障害に関するシンボルマーク

障害のある方に配慮した施設であることなどが分かりやすいよう、さまざまなシンボルマークがあります。

障害者のための
国際シンボルマーク



全ての障害のある方が利用しやすい建築物などに表示

盲人のための
国際シンボルマーク



視覚障害のある方の安全などが考慮された建物などに表示

ほじょ犬マーク



盲導犬や介助犬など、補助犬を受け入れる店の入口などに表示

ヘルプマーク



人工関節・内部障害・難病の方など、援助や配慮を必要としている方が身につけているマーク

身体障害者標識



聴覚障害者標識



自動車の運転に条件がある、肢体や聴覚に障害のある方が車に表示

広報かつしか点字版・ デージー(CD)版

🔍wb 128

📞広報課 ☎03-5654-8116

希望する方に無料で送付します。

区議会だより点字版・デージー(CD)版

📞区議会事務局 ☎03-5654-8508

希望する方に無料で送付します。

葛飾社協だより点字版・デージー(CD)版

📞(社福)葛飾区社会福祉協議会
☎03-5698-2411

希望する方に無料で送付します。

ヘルプカード

🔍wb 501

📞障害福祉課 ☎03-5654-8302

ヘルプカードとは、障害のある方が日常生活や緊急時に周囲の支援を求めするためのカードです。

【配布窓口】

障害福祉課・障害者施設課・保健所・保健センター



点字講習・生活訓練など

📍(社福)東京ヘレン・ケラー協会点字図書館
新宿区大久保3-14-20 ☎03-3200-0987

点字講習、点字・録音図書の貸し出し

📍(公社)東京都盲人福祉協会
新宿区高田馬場1-9-23 ☎03-3208-9001

パソコン教室、訪問による歩行訓練、日常生活訓練、点字訓練

📍(社福)日本点字図書館
新宿区高田馬場1-23-4 ☎03-3209-0241

点字・録音図書の製作・貸し出し、図書情報の提供、視覚障害者のためのIT教室、視覚障害者用具の開発と販売、点字図書の出版など

就労支援

障害者就労支援センター 🗿🔍wb 131

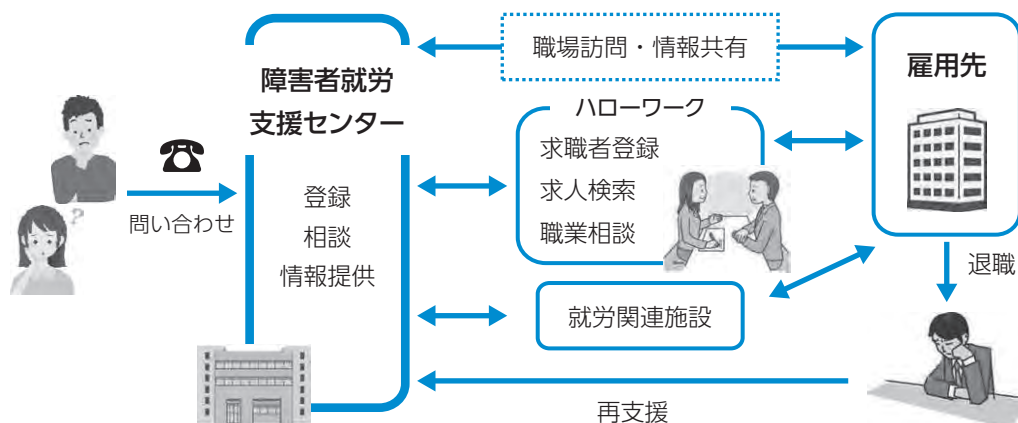
📍立石5-27-1 (ウィメンズパル内)
☎03-3695-2224 📄72ページ

障害のある方の就職相談やハローワークの情報をもとに就職活動のお手伝いをしたり、会社で困ったことがあったときに相談を受け、できる限り働き続けられるよう支援します。事業主の方の相談もお受けします。面談は予約制です。



障害者就労支援センターの利用について

仕事探しから就職後まで、障害のある方の就労に関する相談を受けています。





高齢者・シニア

介護保険

介護保険に関する相談窓口 **Qwb 133**

▷65歳以上の方の介護保険料、介護保険被保険者証について

➡資格収納係 ☎03-5654-8249

▷要支援・要介護認定について

➡認定係 ☎03-5654-8248
☎03-5654-8247

▷介護サービスの給付について

➡給付係 ☎03-5654-8246

▷居宅介護支援事業者やサービス事業者について

➡事業者係 ☎03-5654-8251

▷介護保険制度全般について

➡管理係 ☎03-5654-8443

加入する方 **Qwb 134**

➡介護保険課 ☎03-5654-8249

次の方が被保険者となります。手続きは不要です。

▷65歳以上の方(第1号被保険者)

▷40～64歳で医療保険(健康保険)に加入している方(第2号被保険者)

介護保険被保険者証 **Qwb 134**

➡介護保険課 ☎03-5654-8249

65歳以上の方と40～64歳で要支援・要介護認定を受けた方にお送りします。介護保険被保険者証は要支援・要介護認定の申請をする際に必要です。無くしたときは、介護保険課・区民事務所で再交付します(オンライン申請可)。

サービスを利用できる方

➡介護保険課 ☎03-5654-8443

65歳以上の方(第1号被保険者)

要支援1・2、要介護1～5と認定された方

介護認定で非該当と認定された方でも、高齢者保健福祉サービスを利用できる場合があります。

40～64歳で医療保険に加入している方(第2号被保険者)

以下の特定疾病に該当し、要支援1・2、要介護1～5と認定された方

【16種類の特定疾病(加齢に伴う疾病のみが対象)】

①がん(医師が回復の見込みがない状態と判断した

ものに限る)②関節リウマチ③筋萎縮性側索硬化症④後縦靭帯骨化症⑤骨折を伴う骨粗しょう症⑥初老期における認知症⑦進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病⑧脊髄小脳変性症⑨脊柱管狭窄症⑩早老症⑪多系統萎縮症⑫糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症⑬脳血管疾患⑭閉塞性動脈硬化症⑮慢性閉塞性肺疾患⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

要支援・要介護認定の申請 **Qwb 138**

➡介護保険課 ☎03-5654-8248

介護保険サービスを利用するには、介護認定を受ける必要があります。申請後、調査員がご自宅などを訪問し、介護を必要とする方の心身の状況を把握します(訪問調査)。また、対象者の方の心身の状態を確認するため、区から主治医に意見書の作成を依頼します(主治医意見書)。

訪問調査の結果と主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査が行われ、介護の要否などの判定をします。審査会の認定結果は、申請から原則としておよそ30日以内に郵送します(遅れる場合は通知をします)。

認定後に心身の状態に大きな変化があった場合は、区分変更申請ができます。

【申請書配布・受付場所】

▷介護保険課

▷保健所、各保健センター(68ページ)

▷各高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)
(配布のみ・113ページ)

介護保険負担割合証 **Qwb 519**

➡介護保険課 ☎03-5654-8246

所得により、介護サービスの利用者負担割合は1割～3割になります。介護保険の要支援・要介護認定を受けている方に、負担割合を記載した介護保険負担割合証をお送りします(オンライン申請可)。

居宅サービス計画の作成 **Qwb 139**

➡介護保険課 ☎03-5654-8246

介護サービスを利用するには、「居宅サービス計画(ケアプラン)」が必要です。

ケアプランは、要支援1・2と認定された方は高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)に、要介護1～5と認定された方は居宅介護支援事業者に依頼して作成します。利用者負担はありません。ご自分で作成することもできます。



40～64歳の方と65歳以上の方では、金額や納め方が異なります。

【40～64歳の方】

65歳になる月の前月分(1日生まれの方は前々月分)までは、加入している医療保険の保険料と一緒に納めていただきます。保険料の額については、国民健康保険に加入している方は国保年金課に、その他の健康保険に加入している方は、医療保険者にお問い合わせください。

【65歳以上の方】

65歳になる月分(1日生まれの方は前月分)からは、介護保険課に納めていただきます。

▷年金天引き(特別徴収)

老齢年金、障害年金、遺族年金(老齢福祉年金を除く)を年額18万円(月額1万5千円)以上受給されてい

る方

65歳になったばかりの方や転入した方は、年金天引きの手続きが整うまでの間、納付書払いが口座振替になります。

▷納付書・口座振替(普通徴収)

特別徴収にならない方

▷併用徴収

特別徴収が年度の途中から始まる方、途中で終了する方、または、年度の途中で保険料が変更となった方は、特別徴収と普通徴収の併用徴収となる場合があります。

保険料減免

災害による著しい財産の損害、失職・疾病などによる著しい収入の減少があった場合は、保険料納付の猶予や減額・免除できる場合があります。

保険料額

65歳以上の方の保険料は、世帯や所得の状況に応じて15段階に分かれます。

令和3～5年度 所得段階別 介護保険料年額表(基準額:80,520円)

所得段階	対象となる方	年額保険料
第1段階	下記のいずれか ▽生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税 ▽住民税世帯非課税で、合計所得金額(※1、2)+課税年金収入額(※3)が80万円以下	20,130円
第2段階	住民税世帯非課税で、合計所得金額(※1、2)+課税年金収入額(※3)が80万円超120万円以下	28,182円
第3段階	住民税世帯非課税で、合計所得金額(※1、2)+課税年金収入額(※3)が120万円超	56,364円
第4段階	住民税本人非課税(世帯に課税者がいる場合)で、合計所得金額(※1、2)+課税年金収入額(※3)が80万円以下	72,468円
第5段階	住民税本人非課税(世帯に課税者がいる場合)で、合計所得金額(※1、2)+課税年金収入額(※3)が80万円超	80,520円
第6段階	住民税本人課税で、合計所得金額(※1、2)が125万円未満	88,572円
第7段階	住民税本人課税で、合計所得金額(※1、2)が125万円以上200万円未満	100,650円
第8段階	住民税本人課税で、合計所得金額(※1、2)が200万円以上300万円未満	120,780円
第9段階	住民税本人課税で、合計所得金額(※1、2)が300万円以上500万円未満	136,884円
第10段階	住民税本人課税で、合計所得金額(※1、2)が500万円以上800万円未満	173,118円
第11段階	住民税本人課税で、合計所得金額(※1、2)が800万円以上1,100万円未満	201,300円
第12段階	住民税本人課税で、合計所得金額(※1、2)が1,100万円以上1,500万円未満	221,430円
第13段階	住民税本人課税で、合計所得金額(※1、2)が1,500万円以上2,000万円未満	241,560円
第14段階	住民税本人課税で、合計所得金額(※1、2)が2,000万円以上2,500万円未満	265,716円
第15段階	住民税本人課税で、合計所得金額(※1、2)が2,500万円以上	289,872円

- (※1) 収入金額から必要経費などを控除した金額のことで扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。株式譲渡所得など、分離課税の所得金額を含み、雑損失や繰越控除は含みません。
ただし、土地・建物の譲渡所得については特別控除後の金額が適用され、第1～5段階の方については公的年金等に係る雑所得が合計所得金額から控除されています。
- (※2) 第1～5段階で合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得(所得金額調整控除前の額)から10万円を控除した額(控除後の金額が0円を下回る場合は0円)を用います。
第6段階以降で合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額(控除後の金額が0円を下回る場合は0円)を用います。
- (※3) 公的年金等の収入金額(障害年金・遺族年金等の非課税年金を除く公的年金の受給額総額)を指します。



介護保険で利用できるサービス

☎介護保険課 ☎03-5654-8246

介護保険では、要支援・要介護状態区分ごとに、利用できるサービスの上限が決められています。
介護保険のサービスに掛かる費用の1割～3割が利用者負担となります。

要介護1～5と認定された方が利用できるサービス

種 類		内 容	
在宅サービス	自宅に訪問するサービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護、生活援助、通院等乗降介助が受けられます。生活援助は同居の家族がいる場合は、原則として利用できません。
		訪問入浴介護	自宅での入浴が困難な方のお宅に簡易浴槽を運び、入浴介助が受けられます。
		訪問看護	訪問した看護師から、療養上のお世話や必要な診療の補助が受けられます。
		訪問リハビリテーション	訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から、リハビリテーションが受けられます。
		居宅療養管理指導	訪問した医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などから、療養の管理や指導が受けられます。
	日帰りで施設に通所して利用するサービス	通所介護(デイサービス)	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、食事、入浴などの日常生活の介助や、レクリエーション、機能訓練などが受けられます。
		通所リハビリテーション(デイケア)	日帰りで介護老人保健施設や病院などに通い、食事、入浴などの日常生活の介助や理学療法士、作業療法士などによるリハビリテーションが受けられます。
	施設に短期間入所して利用するサービス	短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、介護や機能訓練が受けられます。
		短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとに介護や看護、機能訓練が受けられます。
	福祉用具・住宅改修に関するサービス	福祉用具貸与	福祉用具(歩行器、歩行補助杖など)を貸し出します。貸与品のため、購入されても保険給付はありません。
福祉用具購入費の支給		入浴や排せつなどに使用する福祉用具を都道府県指定の業者から購入した場合、購入費の7割～9割を支給します。	
住宅改修費の支給		手すりの取り付けなどの改修工事の費用の7割～9割を支給します。工事を行う前に介護保険課へ相談・申請が必要です。工事後の申請は支給の対象となりません。	
居宅サービス計画の作成	居宅介護支援	生活状況に応じたサービスの利用計画(ケアプラン)を作成し、計画に基づいたサービスを利用できるように支援します。	
その他のサービス	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスの中で、入浴、排せつ、食事などの日常生活の介助や機能訓練が受けられます。	
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、在宅で介護を受けることが困難な方が入所して、日常生活に必要な介護が受けられます。入所できる方は、原則要介護3以上です。	
	介護老人保健施設	病状は安定しているが在宅での療養生活に困難を伴う方が、一定期間入所して医学的な管理のもとに機能訓練や介護が受けられます。	
	介護療養型医療施設	病状の安定した方が入院して、医学的な管理のもとに介護が受けられます。	
	介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。	

要支援1・2と認定された方が利用できるサービス

種 類		内 容	
在宅サービス	自宅に訪問するサービス	介護予防訪問入浴介護	疾病などのやむを得ない理由で入浴に介助が必要な方のお宅に簡易浴槽を運び、入浴介助が受けられます。
		介護予防訪問看護	訪問した看護師から、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助が受けられます。
		介護予防訪問リハビリテーション	訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から、介護予防を目的としたリハビリテーションが受けられます。
		介護予防居宅療養管理指導	訪問した医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などから、介護予防を目的とした療養の管理が受けられます。
	日帰りで施設に通所して利用するサービス	介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	日帰りで介護老人保健施設や病院などに通い、介護予防を目的とした食事、入浴など日常生活の支援や、理学療法士、作業療法士などによるリハビリテーションが受けられます。
		介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活の支援や機能訓練が受けられます。
	施設に短期間入所して利用するサービス	介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとに介護予防を目的とした日常生活の支援や看護、機能訓練が受けられます。
		介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立の助けとなる福祉用具(歩行器、歩行補助杖、手すり、スロープなど)を貸し出します。貸与品ですので、購入されても保険給付はありません。
	福祉用具・住宅改修に関するサービス	介護予防福祉用具購入費の支給	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を都道府県指定の業者から購入した場合、購入費の7割～9割を支給します。





種 類		内 容
在宅サービス	福祉用具・住宅改修に関するサービス	介護予防住宅改修費の支給 手すりの取り付けなどの改修工事の費用の7割～9割を支給します。工事を行う前に介護保険課へ相談・申請が必要です。工事後の申請は支給の対象となりません。
	居宅サービス計画の作成	介護予防支援 要支援者の生活状況に応じたサービスの利用計画(ケアプラン)を作成し、計画に基づいたサービスを利用できるように支援します。
	その他のサービス	介護予防特定施設入居者生活介護 有料老人ホームやケアハウスの中で、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事などの日常生活の介助や機能訓練が受けられます。

地域密着型サービス

住み慣れた自宅や地域での生活を支えるためのサービスです。原則として、区民の方が利用できます。

種 類	内 容
地域密着型通所介護	<施設に通所して利用するサービス> 日帰りでデイサービスセンターなどに通い、他の利用者と一緒に食事・入浴などの介助やレクリエーション、機能訓練などが受けられます。
(介護予防)認知症対応型通所介護	<施設に通所して利用するサービス> 認知症の方が、日帰りでデイサービスセンターなどに通い、食事、入浴などの介護やレクリエーション、機能訓練などが受けられます。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	<施設に入所して利用するサービス> 認知症の方が、共同で生活している住居の中で、介護や日常生活の援助のサービスが受けられます。
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	<通い・訪問・泊まりを組み合わせるサービス> 中・重度の要介護状態になっても在宅での生活継続を支えるため、「通い」を中心に、状況や希望に応じ、随時の「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	30人未満の有料老人ホームやケアハウスの中で、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練が受けられます。
夜間対応型訪問介護	夜間、深夜または早朝の定期的な巡回訪問、あるいは通報装置(ケアコール端末)で呼び出して、排せつ介助などのサービスを提供します。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を定期巡回と随時の対応(相談のみの場合を含みます)で行うサービスが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者が在宅生活を継続できるよう、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせるサービスです。

介護予防・生活支援サービス(総合事業)

要支援認定を受けている方や、「65歳からのいきいき元気度チェック(基本チェックリスト)」で事業対象者と判定された方が利用できるサービスです。

種 類	内 容
訪問型サービス(ホームヘルプサービス)	<自宅に訪問するサービス> ホームヘルパーなどが自宅を訪問し、介護予防を目的とした日常生活の支援が受けられます。
通所型サービス(デイサービス)	<日帰り施設に通所して利用するサービス> 日帰りでデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的とした機能回復訓練や、生活機能向上訓練などの支援が受けられます。

利用回数は、要支援1の方は週1回または2回まで、要支援2の方は週1～3回まで、事業対象者の方は週1回までです。

なお、サービスの種類や回数については、介護予防ケアマネジメントによるケアプランで決めていきます。

施設サービス(要介護1～5と認定された方)

介護保険施設に直接お申し込みください。

要介護度や施設の所在地によって施設利用の単位数や単価が変わります。サービス金額の1割～3割が利用者負担です。その他、居住費、食費、日常生活に必要な経費などがかかります。

施設サービスを受けているとき(入所期間中)は、在宅のサービスを受けることができません。

▷介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(ダイヤルガイド188ページ)

▷介護老人保健施設(ダイヤルガイド189ページ)

▷介護療養型医療施設

▷介護医療院

有料老人ホームなどの中で利用するサービス

▷介護専用型ケアハウス(特定施設入居者生活介護30人以上)(ダイヤルガイド189ページ)

身体機能の低下などから独立して生活することに不安がある方の住まいです。食事、入浴、排せつなどの介護、その他の日常生活上のお世話・機能訓練、療養上の管理が受けられます。

介護保険施設での負担額軽減

☎介護保険課 ☎03-5654-8246

介護保険施設サービスや短期入所サービス(ショートステイ)を利用している場合、対象の方については、利用者負担となっている食費・居住費の1日当たりの費用が軽減されます。介護保険課への申請が必要です。

【対象の方】 次の①～③の全てに該当する方

- ①住民税が世帯全員非課税であること
- ②配偶者がいる場合は配偶者も非課税であること(世帯分離をしている場合も同様です)
- ③預貯金などが一定額以下であること(本人年金収入などによって異なります)

給付内容

☎介護保険課 ☎03-5654-8246

種類	内容
介護サービスの給付	介護サービスを利用した時の費用(介護保険で認められた範囲内)の7割～9割を介護保険で負担します。
▷福祉用具購入費 ▷住宅改修費	費用の全額を立て替えて支払います。後日、申請により区が認めたものに限り、介護保険の基準により算定した金額の7割～9割を支給します。区と協定を結んでいる福祉用具事業者や住宅改修事業者を利用すると、福祉用具の購入費や工事費の1割～3割を事業者へ支払い、事業者が利用者に代わり7割～9割を区に請求することができます。
ケアプランを作成しないで、 介護サービスの給付を受けたときの費用の支給	費用の全額を立て替えて支払います。後日、申請により区が認めたものに限り、介護保険の基準により算定した金額の7割～9割を支給します。
高額介護(予防)サービス費 および総合事業における 高額総合事業サービス費の支給	月額で利用者負担額の総額が次の額を超えた場合、超過分を高額介護(予防)サービス費として支給します。総合事業における高額総合事業サービス費の支給についても同様です。 ①生活保護受給者、または高齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯 15,000円 ②住民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 15,000円 ③住民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方 24,600円 ④住民税課税世帯で、年収約770万円未満の方 44,400円 ⑤年収約770万円以上約1,160万円未満の方 93,000円 ⑥年収約1,160万円以上の方 140,100円
高額医療合算介護(予防)サービス費 および総合事業における 高額医療合算総合事業 サービス費の支給	医療保険と介護保険および介護予防・生活支援サービス(総合事業)の利用者負担額を世帯で合算した額が一定の額を超えた場合、超過分を高額医療合算介護(予防)サービス費および高額医療合算総合事業サービス費として支給します。毎年8月1日から翌年7月31日までの分が対象になります。



介護サービス給付費などの貸し付け

☎介護保険課 ☎03-5654-8246

介護サービス給付費などの給付がされるまで、支給予定相当額を区が一時的に貸し付けます(無利子)。

交通事故などの届出(介護保険)

☎介護保険課 ☎03-5654-8246

交通事故などが原因で介護が必要となった場合、加害者がその費用を負担することが原則です。

介護サービスを受ける前に必ず届出を出してください。

不服申し立て

☎介護保険課 ☎03-5654-8443

要支援・要介護認定や介護保険料の賦課、保険給

付の支援など、区が行った決定に対して東京都介護保険審査会に不服申し立てをすることができます。

家族介護慰労金

☎介護保険課 ☎03-5654-8246

介護サービスを利用しないで家族が介護を行った場合、次の条件を全て満たすときは、その家族の方への慰労金として年1回10万円を支給します。

- ▷要介護4または要介護5の認定を受けていること。
- ▷住民税が世帯全員非課税であること(介護している方が別世帯のときは、その方の世帯も住民税が世帯全員非課税であること)。
- ▷要介護認定後、1年間介護保険のサービスを利用していないこと(7日以内のショートステイを除く)。
- ▷長期入院した場合(3カ月以上)は、その期間を除く12カ月の間、介護保険のサービスを利用していないこと。

介護予防

介護予防事業

Qwb 713

①地域包括ケア担当課(シニア活動支援センター内) ☎03-5698-6202

介護予防事業には、体力や筋力の維持・向上を目的とした事業や、認知症を予防するため記憶力や判断力を養うことを目的とした事業があります。

それぞれの事業の対象となる方・内容・費用などは、「広報かつしか」や区ホームページでお知らせします。

▷回想法

テーマに沿って自分の体験を語り合い、思いを巡らせることで脳を活性化します。また、思い出を共有し、同世代との交流を深めます。

▷筋力向上トレーニング

椅子を使ったスロートレーニングです。ひざの屈伸や腕の運動、背伸び運動などで筋力を向上させます。その他、うんどう教室やふれあい銭湯など、上記以外の事業も実施しています。詳しくはお問い合わせください。

在宅で自立生活の支援が必要な方に

Qwb 151

①高齢者支援課 ☎03-5654-8299

【対象】 在宅の自立生活を維持するための支援が必要と認められる高齢の方

種類	対象	内容	費用
配食サービス	おおむね65歳以上(40~64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む)のひとり暮らしの方、高齢の方のみの世帯や日中はひとり暮らしとなる高齢者の方で、外出が困難なため、家族を含めて食事の準備などが困難な方	健康の維持・安否の確認を目的とし、区と契約した事業者が、昼食・夕食のお弁当を自宅にお届けします(食数は希望に応じて配食。月単位で週14食まで利用可能)。高齢者向けのメニューを選択できます。	1食当たりの利用者負担額は事業者により異なります(346~630円。食材の値段などにより変動します)。
見守り型緊急通報システムの設置	おおむね65歳以上の方で慢性的な病気があるなど、日常生活を営む上で常時注意を必要とする状態のひとり暮らし、高齢の方のみの世帯または日中、夜間に高齢の方のみになる世帯の方	自宅に専用通報機、無線通報機、火災感知器、ガス漏れ感知器、日常生活異常感知器を設置し、緊急の場合は区と契約している警備会社に通報され、警備員が駆け付けます。	毎月利用料金の一部を負担。 住民税が非課税の方 月額700円 住民税が課税の方 月額1,750円
家庭用卓上電磁調理器の購入費助成	区が実施している「見守り型緊急通報システム」を利用いただいている方で要件を満たす方。※要介護1以上の方、区が実施している配食サービスを利用している方は対象になりません。	家庭用卓上電磁調理器1台と専用調理器具購入費を助成します。助成は1世帯1回限りです。	購入費用は20,000円が上限で、1割が利用者負担となります。
見守りサービスの助成	65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者の方のみの世帯や、日中または夜間に一人になることのある高齢の方	15,000円を限度に、契約されたサービス提供事業者が定める登録料または最初の1カ月分の月額利用料(登録料がない場合)を1回限り助成します。	限度額の範囲内は1割負担となります(限度額を超えた分の費用は利用者負担)。
おむつの支給	次のいずれかに該当する、住民税非課税世帯に属する常時失禁状態の方 ▷65歳以上の方(40~64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む)で、要介護2以上の認定を受けている方 ▷65歳以上で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度をお持ちの方並びに脳性麻痺または進行性筋萎縮性の障害の方	パンフレットの中から、一定ポイントの範囲内で自由に紙おむつなどを選択。選択した紙おむつなどをご自宅に配送します。申請月からの支給となります。	—
おむつ使用料の助成	おむつの支給対象の方が医療機関などに入院したとき、区が支給したおむつを使用できない場合に使用料を助成します。ただし、介護保険施設などへの入所者を除きます。	上限額9,000円/月を助成します(要介護3の方は上限額6,000円/月、要介護2の方は上限額4,500円/月)。同じ月におむつ支給と使用料助成の両方を利用することはできません。申請月からの助成となります。	—





種類	対象	内容	費用
出張理美容サービス	65歳以上(40～64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む)の在宅の方で、要介護3以上の認定を受け外出が困難な方、または65歳以上の在宅生活をしている方で、身体障害者手帳1・2級もしくは愛の手帳1・2度をお持ちで外出が困難な方	年6回以内(申請月により異なります)。理容師・美容師が自宅にお伺いして、カットをします。 ※家族などの立ち会を必要とします。	1回あたり500円
寝具乾燥消毒サービス	65歳以上の在宅のひとり暮らしまたは高齢の方のみの世帯で、お布団など寝具乾燥の作業が困難な方(ご家族などの援助も受けられない方)	毎月、寝具乾燥消毒にうかがいます(年1回は水洗いと寝具乾燥消毒になります)。	費用の1割が利用者負担となります。
シルバーカーの給付	65歳以上の方で、運動機能の低下などにより歩行に支障があると認められる方か、介護保険の認定が要支援の方で、ともに本人の住民税が非課税の方	購入費用(限度額20,000円)の3分の2を区が負担します。区が指定した機種の中から、ご本人の状態にあわせて選定し、事業者が納入します。	購入費用の3分の1が利用者負担となります。
自立支援住宅改修費助成	65歳以上の在宅生活をしている方で、運動機能の低下などにより在宅での生活を継続するために住宅改修が必要と認められる方(事前の相談が必要です) ※要支援・要介護認定を受けている方は介護保険の住宅改修費の支給をご利用ください	手すりの取付け、段差の解消、滑り防止など床材の取替え、引き戸など扉の取替えおよび新設、便器の洋式化などの改修費用を助成します。 【対象工事限度額】 200,000円	限度額の範囲内は1割負担となります(限度額を超えた分や対象外工事の費用は利用者負担)。
住宅設備改修費助成	65歳以上の在宅生活をしている方(40～64歳で特定疾病の方を含む)で、要支援・要介護の認定を受け、在宅での生活を継続するために住宅設備の改修が必要と認められる方(事前の相談が必要です) ※この他に身体や家屋の要件があります	浴槽の取り替え、流し台・洗面台の取り替え(車いす利用者などで足が入るタイプへの取り替えが対象)、階段昇降機設置の費用を助成します。 【設置工事限度額】 浴槽 379,000円 流し台・洗面台 156,000円 階段昇降機 1,332,000円	限度額の範囲内は1～3割負担となります(限度額を超えた分や対象外工事の費用は利用者負担)。
徘徊高齢者位置探索サービスの助成	おおむね65歳以上の在宅生活をしている方(40～64歳の方で特定疾病による介護認定を受けている方を含む)で認知症による徘徊で居所がわからなくなる方を介護する家族の方	民間事業者が実施するGPSなどの電波を受信できる探索機を使用した位置探索サービスを利用する際、登録料(登録料がない場合は最初の1カ月分の月額利用料)を1回限り助成します。携帯電話のGPS機能は対象外です。登録後1年以内に申請してください。 【限度額】 15,000円	限度額の範囲内は1割負担となります(限度額を超えた分の費用は利用者負担)。 【問い合わせ】 相談係 ☎03-5654-8597
高齢者生活支援ショートステイ	本人または家族の病気などにより、施設への入所による生活管理指導が必要と認められる65歳以上の方 ※要支援・要介護認定を受けている方は対象になりません	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への短期入所により支援します。1回あたり7日間(6泊7日)以内で年3回まで利用できます(連続して利用する場合は、14日間を限度とします)。	施設により異なりますのでお問い合わせください。住民税非課税世帯および生活保護受給者の方は、一部減額免除があります。
救急医療情報キットの給付	65歳以上のひとり暮らしの方、日中または夜間に一人になる高齢者の方、同居する家族が認知症などによりひとり暮らしと同様の状況にある高齢者の方	緊急時に必要なかかりつけ医療機関や持病などの情報を保管する救急医療情報キットを給付します。	無料
おうちで学ぶ快適介護	在宅で65歳以上の方、もしくは40～64歳で要支援、要介護認定を受けている方を主に介護している方、または今後介護する見込みの方	介護方法(車いすへの移乗や排泄のお世話など)について、ホームヘルパーなどが自宅を訪問して、家族介護者の方に介護に関する知識や技術のアドバイスをします。	無料 【問い合わせ】 相談係 ☎03-5654-8257
家族等介護支援事業	同居している65歳以上の高齢者を介護しているご家族など ただし、高齢者は介護保険サービス(福祉用具貸与・住宅改修を除く)を利用していない方	ご家族が休息できるよう、高齢者を区内の小規模多機能型居宅介護事業所で「通い」と「泊まり」を組み合わせた介護サービスを提供します。 通い(4時間以下1ポイント、4時間超2ポイント)と泊まり(1泊3ポイント)を合わせて、年間上限21ポイント。	無料 (食事代や当事業以外のサービスは実費負担) 【問い合わせ】 相談係 ☎03-5654-8257

種類	対象	内容	費用
おでかけあんしん事業	区内在住の在宅生活をしている方で認知症の症状による徘徊があり、次のいずれかに該当する方 ▷医師に認知症と診断されている ▷「葛飾区おでかけあんしん事業利用届出書」に記載の「おでかけあんしん保険チェックリスト」で該当する項目がある	対象となる方の氏名、住所や緊急連絡先を登録するとともに、登録番号とコールセンターの電話番号を記載した「おでかけあんしんシール」を10枚配布します。靴など身につけるものにシールを貼り、対象となる方が警察などに保護された場合に、シールを手がかりに24時間対応のコールセンターを利用して身元や緊急連絡先を照会し、ご家族などに連絡することで早期の帰宅につなげます。また、徘徊に起因する鉄道事故などを発生させ、ご家族が損害賠償責任を負うことになった場合などに補償される「おでかけあんしん保険」に加入します。	無料 【問い合わせ】 相談係 ☎03-5654-8597
かつしかあんしんネット情報登録	次のいずれかに該当する方 ▷65歳以上のひとり暮らしの方、日中または夜間に1人になるなどひとり暮らしと同様の状況にある方 ▷75歳以上の方のみで構成される世帯の方	緊急連絡先などの情報を、あらかじめ区・民生委員・高齢者総合相談センターでお預かりし、登録者の病気やけがなどの緊急時には、消防や警察、医療機関からの依頼に応じて緊急連絡先を提供します。	無料 【問い合わせ】 相談係 ☎03-5654-8257

ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業

Qwb 153

☎(社福)葛飾区社会福祉協議会 ☎03-5698-3216

安否確認と孤独感解消のため、65歳以上のひとり暮らしの方の自宅に、乳酸菌飲料を配達します(月～金曜日)。
【費用】 1本10円

高齢者サービス

高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)

Qwb 150

☎高齢者支援課 ☎03-5654-8256

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、さまざまな相談事業を実施します。

【内容】 介護に関する相談・助言と情報提供、介護保険・福祉サービスの利用方法の説明、申請代行、高齢者虐待の相談、権利擁護事業、介護予防の案内、もの忘れや体力低下で生活に不便を感じるようになったなど

【利用時間】 月～金曜日 午前9時～午後7時 土曜日 午前9時～午後5時30分

高齢者総合相談センター	所在地	電話番号 FAX番号
水元	水元1-26-20 (水元ふれあいの家内)	☎03-3826-2419 FAX03-3826-2364
水元公園	南水元4-27-13-1階	☎03-6231-3567 FAX03-6231-3568
新宿	新宿2-16-4 (花の木内)	☎03-3826-8726 FAX03-3826-8725
金町	東金町1-36-1-108	☎03-3826-5031 FAX03-3826-5032
高砂	高砂3-27-12	☎03-5889-8600 FAX03-5889-8601
柴又	柴又1-47-7-102	☎03-5876-9531 FAX03-5876-9532
青戸	青戸3-13-19 (グループホーム青戸併設)	☎03-5629-5719 FAX03-5629-5718

高齢者総合相談センター	所在地	電話番号 FAX番号
亀有	亀有4-31-18 ケイハイツ I 105	☎03-6240-7630 FAX03-6240-7638
堀切	堀切2-66-17 (葛飾ロイヤルケアセンター内)	☎03-3697-7815 FAX03-3697-7862
お花茶屋	白鳥1-12-20 石倉ビル1階	☎03-5671-2471 FAX03-5671-2472
東四つ木	東四つ木2-27-1 (東四つ木ほほえみの里向かい)	☎03-5698-2204 FAX03-5698-2170
立石	立石6-19-10 S・Kビル1階	☎03-6657-6140 FAX03-6657-6141
奥戸	奥戸3-25-1 (奥戸くつろぎの郷内)	☎03-5670-5212 FAX03-5670-1489
新小岩	新小岩1-49-10-1階	☎03-5879-9328 FAX03-5879-9329



ねたきり高齢者などの歯科診療 (たんぽぽ歯科診療所) wb 154

◎健康づくり課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1268

原則65歳以上の、在宅療養中などにより一般の歯科医院で治療を受けることが困難な方を対象とした歯科診療施設です。通院または訪問があります。電話で予約してください。

【予約先】

かかりつけ歯科医紹介窓口

☎03-3690-5209

【予約受付日時】 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～正午、午後1～4時

【診療日時】 土曜日 午後2～5時
日曜日 午前9時30分～午後0時30分

【所在地】 亀有2-23-10 たんぽぽ歯科診療所内

葛飾区成年後見センター wb 155

◎堀切3-34-1 ウェルピアかつしか3階
☎03-5672-2833

高齢者や障害のある方が、住みなれた地域で安心して生活が続けられるよう、福祉サービスの利用に関する相談や日常的な金銭管理の援助、成年後見制度の利用相談、終活(人生のエンディング)に関わる相談などをお受けしています。

一部有料となるサービスがあります。

相談事業

福祉サービスに関する相談や、財産の管理などに関する相談を電話や窓口でお受けします。

また、福祉サービスに関する権利侵害や成年後見制度の利用、遺言・相続などについての専門的な相談を弁護士・司法書士(予約制・それぞれ月1回)がお受けします。

訪問援助事業

利用する方と契約を結び、生活支援員がご自宅を訪問して次の援助をします。

援助内容に応じた利用料がかかります。

▷福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いなどの援助

▷生活費を引き出して定期的にお届けしたり、家賃や公共料金の振込みなどの援助

▷預貯金通帳や証書、印鑑などのお預かり

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度に関する相談や申立て方法の案内、後見受任者の調整など、成年後見制度の利用について支援をします。

また、成年後見制度の利用にあたり費用を負担することが困難で、一定の要件を満たす方に対して申立費用および後見報酬の助成を行っています(後見人などが親族の場合は対象外)。

人生のエンディング準備支援事業

エンディングノートを作成し配布しているほか、死後事務(葬儀、お墓、家財整理)などについての専門的な相談を弁護士(予約制・月2回)がお受けします。

生活支援ボランティア wb 157

◎かつしかボランティア・地域貢献活動センター
☎03-5698-2511  158ページ

蛍光灯の取り替え、窓拭き、草むしりなど、日常生活でちょっとした困りごとのある高齢の方に、1時間程度でできる支援を地域のボランティアの方が行います。物品購入などの必要経費以外は、利用者の負担はありません。

介護支援サポーター wb 158

◎(社福)葛飾区社会福祉協議会
☎03-5698-2435  158ページ

介護予防や生きがいづくりを目的に、65歳以上の元気な高齢者が、区指定研修を受講した後、介護保険施設で日常生活支援活動を行う、または区指定の養成講座を修了し、区と協働して地域で行う介護予防事業の運営・指導に従事するものです(登録制)。活動に応じてポイントを付与し、ポイントは換金または寄付することができます。

家事援助サービス

しあわせサービス(158ページ)

東京都シルバーパス

◎(一社)東京バス協会 ☎03-5308-6950

70歳以上の都民の方(寝たきりでない方)に、毎年9月30日まで有効のシルバーパスを発行します。

都営地下鉄・都電・都バスや都内を走る民営バスが利用できます。

【費用】

本人住民税が非課税の場合 1,000円

本人住民税が課税の場合 20,510円

(4～9月発行分は10,255円)

(本人住民税が課税であっても、合計所得金額が135万円以下の方などに1,000円で発行できる場合があります。)

【発行窓口】 都内のバス営業所など



移送サービス(ハンディキャブ運行) Qwb 161

➡かつしかボランティア・地域貢献活動センター
☎03-5698-2511  158ページ

車いすを利用している方の外出時のお手伝いを、リフト付ワゴン車「ふれあい号」で行っています(登録制。年会費1,000円～)。別途利用料が掛かります(走行1時間あたり1,000円など)。

リフト付タクシーの利用 Qwb 162

➡高齢者支援課 ☎03-5654-8299

車いすまたは、寝たままの状態利用できるタクシーを所有する事業者・団体を紹介します(料金は事業者・団体によって異なります)。

車いすの貸し出し Qwb 163

➡障害福祉課 ☎03-5654-8301

歩行が困難な方で、緊急または一時的に車いすが必要になった方に、3カ月(かつしかボランティア・地域貢献活動センターの貸出期間は原則1カ月)を限度に車いすをお貸しします。費用は無料です。

介護保険により車いすの貸与を受けられる方は除きます。

貸し出し施設名	所在地	電話番号
障害福祉課	区役所2階201番	03-5654-8301
東生活課(福祉事務所東庁舎)	金町1-6-24	03-3607-2152
水元学び交流館	南水元2-13-1	03-3609-0223
亀有学び交流館	お花茶屋3-5-6	03-3603-9211
柴又学び交流館	柴又5-33-8	03-3671-8611
たつみ憩い交流館	西新小岩2-1-4	03-3696-2783
シニア活動支援センター	立石6-38-11	03-5698-6201
かつしかボランティア・地域貢献活動センター	堀切3-34-1 ウエルピアカつしか1階	03-5698-2511

補聴器の購入費の補助 Qwb 164

➡高齢者支援課 ☎03-5654-8299

住民税非課税世帯に属する65歳以上の方で、医師が必要と認めた方に、購入費の一部を補助します(1人1回のみ、限度額は35,000円)。

購入後1年以内に、領収書、印鑑、本人名義の銀行口座が分かる物を持参して、申請してください。

シニア活動

シニア活動支援センター Qwb 165

➡立石6-38-11 ☎03-5698-6201

55歳以上で介護の必要がない方であれば無料で利用できます。

初めて利用するときは、運転免許証など住所・氏名・年齢が分かる物をお持ちになり、利用証の申請をください。大広間、ホールなどがあり、囲碁・将棋などが自由に楽しめます。

112ページの給付対象のシルバーカーを展示しています。

【開館時間】

午前9時～午後9時

【風呂の利用日時】

月～金曜日 正午～午後3時

【休館日】

年末年始(12月28日～1月4日)、保守点検日

【交通】

青砥駅 徒歩3分

京成バス(新小53)・京成タウンバス(新小52乙)

「青砥駅入口」下車 徒歩4分



シニアIT・活動情報サロン

➡シニア活動支援センター地下1階
☎03-3692-3180

シニア世代の方が、地域で人の役に立ちたい、仲間づくりをしたいと思ったときなどに、情報収集や相談窓口として活用していただけます。インターネット検索ができるパソコンなども配置しています。

【開設日時】 日～木曜日 午前9時30分～午後4時30分





シニア就業支援室 (ワークスかつしか) wb 167

☎シニア活動支援センター1階
☎03-3692-3181

おおむね55歳以上の方を対象に、就業などの相談、あっせんを行うとともに、ボランティア(無償・有償)、NPO、起業に関する情報の提供を行います。

【受付時間】 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) / 午前9時～午後5時

シニア向け活動情報マガジン 「Cha! Cha! Cha!」 wb 169

☎地域包括ケア担当課(シニア活動支援センター内)
☎03-5698-6201

シニアの方向けに、ボランティア活動情報やイベント・講座情報などを配信します。

【申込方法】 区ホームページからお申し込みください。

誕生日祝金 wb 170

☎高齢者支援課 ☎03-5654-8299

区内在住の方に、長寿をお祝いして祝金などを贈ります。祝金は、誕生日後に民生委員などがお届けします。お申し込み手続きは必要ありません。

【対象】 88歳、99歳、100歳、101歳以上の方

くつろぎ入浴証 wb 451

☎高齢者支援課 ☎03-5654-8299

【対象】 70歳以上の方

区内公衆浴場を1回240円の負担で利用できる入浴証を交付します。

区内公衆浴場に保険証などの住所・氏名・生年月日が見える物を見せることで入浴証がもらえます。

公衆浴場料金の改正により、負担金が変わることがあります。

シルバー人材センター wb 171

☎(公社)葛飾区シルバー人材センター
立石5-11-16 ☎03-5670-5536

生きがいづくり、社会参加、健康維持などの目的で、臨時的・短期的な仕事を行う高齢者の団体です。企業や家庭、都・区などから仕事を引き受け、各会員の希望や経験・能力に応じて提供します。

区内在住60歳以上の健康な方で、豊かな経験と能力を生かして働く意欲のある方なら、どなたでも入会できます。

【受付時間】 月～金曜日 午前9時～午後5時45分
また、屋内・屋外での軽作業など、高齢者に適した仕事の発注をお待ちしています。

☎植木剪定、除草、障子・襖の張り替え専用番号
☎0120-751-201

【専用番号受付時間】 月～金曜日 午前9時～午後4時
▷ホームページ
<https://webc.sjc.ne.jp/katsushikaku/index>

高齢者クラブ wb 172

☎地域包括ケア担当課(シニア活動支援センター内)
☎03-5698-6201

地域の高齢の方が生活を楽しく有意義なものにするため、自主的に組織された団体です。各クラブでは、教養の向上、社会奉仕活動、健康増進、レクリエーション、地域社会との交流を中心とした活動を行っています。区で、お近くのクラブを紹介します。

高齢者の住宅

シルバーピア住宅の入居者募集

154ページ

高齢者への住宅のあっせん

154ページ

葛飾区高齢者向け優良賃貸住宅

154ページ

UR(旧公団)の高齢者向け優良賃貸住宅

154ページ



生活の援助

生活に困ったとき

生活保護

Qwb 714

- 西生活課 ☎03-5654-8284
- 東生活課(金町1-6-24 福祉事務所東庁舎内) ☎03-3607-2152

病気や失業などで生活にお困りの方の相談を受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

中国残留邦人等の方に

Qwb 178

- 東生活課(金町1-6-24 福祉事務所東庁舎内) ☎03-3607-2109

支援給付事業

「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方は、支援給付が受けられます。

自立支援通訳等の派遣

本邦に国費または自費(国費相当者)により永住帰国した中国残留邦人等とその家族(同行入国世帯)、一時帰国中の中国残留邦人等の方を対象に、公共機関などのサービス利用の際に自立支援通訳を派遣します。

配偶者支援金

永住帰国した中国残留邦人等の方を亡くした配偶者の方に、支援金を支給します。申請の要件など、詳しくはお問い合わせください。

福祉事務所東庁舎

- 金町1-6-24 ☎03-3607-2152

【受付時間】 午前8時30分～午後5時

【交通】 JR・京成金町駅 徒歩15分

都バス(草39)「新宿郵便局」下車 徒歩2分

京成バス(金01出入・金02出入)・京成タウンバス(小54)「金町営業所」下車 徒歩2分



生活困窮者自立支援

- 自立相談支援窓口 ☎03-5654-8625

自立相談支援

生活に関する相談に対応し、一人一人の課題に応じた支援計画を作成し自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金

離職などにより住居を喪失またはその恐れが高い方に、住居確保給付金を支給し再就職に向けた支援を行います。支給には所得等一定の要件があります。

就労準備支援事業

早期の就労に不安のある方に、就職活動のための基礎的な知識や就労に必要な能力の習得を支援します。

家計改善支援事業

家計に問題を抱える方に、相談員が家計に関する助言・指導などを行い、生活の再建を支援します。

資金貸付

生活福祉資金

Qwb 180

- (社福)葛飾区社会福祉協議会(堀切3-34-1) ☎03-5698-2457

他からの借入れが困難な低所得世帯(所得制限があります)、障害者・高齢者世帯に対し、生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした資金を1.5%の利子(連帯保証人がいる場合は無利子)で貸し付けます。条件など、詳しくはお問い合わせください。

小口生活資金

Qwb 181

- (社福)葛飾区社会福祉協議会(堀切3-34-1) ☎03-5698-2457

災害・病気などの理由で一時的に生活に困った方に1世帯10万円(単身世帯5万円)以内で資金を貸し付けます。返済期間は据置期間2カ月を含め18カ月以内(無利子)です。条件など、詳しくはお問い合わせください。



その他の福祉サービス

民生委員・児童委員、主任児童委員 Qwb 183

☎福祉管理課 ☎03-5654-8244

地域の身近な相談相手として、介護や子育て、生活上の問題で困っている方々の相談に応じたり、区や関係機関との橋渡し役を務めています。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、地域の中で、福祉全般にわたり相談や支援を行っているボランティアであり、児童委員は民生委員が兼ねています。

厚生労働大臣からその任務を委嘱されており、守秘義務がありますので、相談内容や個人の秘密が他に漏れることはありません。安心してお気軽にご相談ください。



原爆被爆者の方に

 Qwb 185

健康診断・手当

☎保健予防課(青戸4-15-14 健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1274

被爆者健康手帳をお持ちの方および手帳をお持ちの方の実子(被爆2世)の方の、健康診断・医療費助成・各種手当の申請などの手続きを受け付けています。

手帳の交付申請・介護保険利用助成等の手続き

☎東京都福祉保健局疾病対策課
☎03-5320-4473

見舞金

☎福祉管理課 ☎03-5654-8244

被爆者健康手帳をお持ちの方で基準日(毎年6月1日)から引き続き区内にお住まいの方に支給します。申請期間は6月5日~30日で、支給は8月です。

とうきょう福祉ナビゲーション Qwb 187

☎(公財)東京都福祉保健財団
☎03-3344-8631

福祉サービスを提供する施設や事業所の情報、福祉サービス第三者評価の結果など、福祉に関するさまざまな情報を閲覧できます。

▷ホームページ

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

▷ファクス(事業所情報)

FAX03-6911-4717

福祉サービス第三者評価結果の閲覧 Qwb 184

☎福祉管理課 ☎03-5654-8603

介護、障害、子育てなどについて、評価機関が事業所のサービス内容や経営状況を評価した結果を閲覧できます。

▷特別養護老人ホームなど(介護保険課)

▷障害者通所施設など(障害福祉課)

▷保育園など(子育て支援窓口)

▷上記のすべて(福祉管理課、区政情報コーナー)

社会福祉法人に係る情報の提供 Qwb 186

☎福祉管理課 ☎03-5654-8603

区内に主たる事務所があり、区内でのみ事業を行う社会福祉法人の情報を提供しています。

